

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践し、株主に対し一層の経営の透明性、健全性を高めることを最優先と考え実施いたしております。経営状況におきましても迅速且つ継続的に情報提供が可能な経営を実現していくことを目指して取り組んでおります。当社は、社外監査役2名を含む監査役会による経営監視が有効に機能していると考えており、現行の監査役制度のもと、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。また、独立性の高い社外取締役2名を加える事により、各取締役の監督機能を強化しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2.株主総会における権利行使】

(補充原則1-2-4)

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後10%以上となった時点で、招集通知等の英訳を進めてまいります。議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)は実施しております。

(補充原則3-1-2)

当社は、英語版のホームページは開設いたしておりますが、株主総会招集通知等の英語での情報提供につきましては、株主における海外投資家の比率が相対的に低いと考えており、補充原則1-2-4を踏まえ検討してまいります。

【原則4-1.取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4-1-3)

当社では、代表権者等の後継者に関する具体的な計画は有しておりませんが、経営陣幹部を支える役員や管理職の育成は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な課題であると認識しております。今後、取締役会は指名報酬諮問委員会の適切な検討、勧告を受け、中長期的な企業価値向上に向けた次世代幹部の戦略的育成計画の運用状況等を適切に監督していく予定です。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社定款に定める取締役の員数は13名以下、監査役は4名以下としております。現在、取締役は11名で、そのうち社外取締役は2名選任しており、知識・経験・能力バランスが良く備えた人材で構成され、その規模について適正であると認識しております。しかしながら、ジェンダーや国際性の面を含む多様性については、十分確保されているとは言えないことから、多様性の確保という視点に重きを置いた候補者の選定に努めてまいります。また、当社の監査役は3名で、そのうち社外監査役は2名選任しており、適切な経験・能力・知識を有する者が選任されており、社外監査役2名とも公認会計士の資格を有する財務・会計に関する十分な知見を有する者が選任されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.政策保有株式】

当社は、有価証券保有に関する方針および議決権行使に関する基準を以下の通りとしています。

「政策保有に関する方針」

当社が純投資目的以外で保有する株式は、お客様や取引先の株式を保有することで、中長期的な関係維持、取引拡大等が可能となるものを対象としております。結果として当社の企業価値を高め、当社株主の利益に繋がると考えた場合において、保有する方針としています。

「政策保有に関する検証の内容」

当社は、政策保有株式の検証にあたっては、毎年、保有株式ごとに保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、及び中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出時の保有目的に沿っているかを基に精査しています。2017年度においては、この精査の結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しています。なお、今後の状況変化に応じて、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減するなど見直していきます。

「議決権行使に関する基準」

議決権行使に際しては、当該投資先の中長期的な企業価値ならびに株主還元の上昇に結び付くか否かの視点に立ち、議案ごとに判断しています。また、議決権の行使内容は、取締役会に報告しています。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役に上程し、決議しております。また、当社が主要株主と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、取引の重要性の高いものについて、取締役会に上程し、決議しております。なお、取引条件等については、第三者の取引と同様に決定しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、年金資産の運用に関する基本方針を定めるとともに、将来にわたって健全な年金制度運営を維持するための政策的資産構成割合を定めております。また、当該運用を委託している運用機関に対しては、運用実績などの定量面のみならず、投資方針、運用プロセス、コンプライアンス等の定性面について、所管の人事部門又は、必要に応じて経理部門等と連携をしてモニタリングを行っております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

企業理念および中期経営計画をウェブサイトに掲載しております。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社の取締役報酬は、月額報酬と賞与により構成し、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としています。

取締役の報酬決定手続きにつきましては、取締役会の諮問機関として、社外役員を委員長とする指名報酬諮問委員会を設置しております。同委員会は構成委員の半数を社外取締役として、客観性、妥当性、公正性等について審議の上、取締役会へ具申いたします。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、取締役規則で定めており、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しております。

また、前項に記載した取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会にて、取締役・監査役の選任及び解任について審議し、具申された審議事項は、取締役会がこれを尊重するものとしております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

(a) 社外取締役

下記1.【取締役関係】会社との関係(2)「選任の理由」をご覧ください。

(b) 社外監査役

下記1.【監査役関係】会社との関係(2)「選任の理由」をご覧ください。

(c) その他の取締役・監査役

□武山 尚生(代表取締役会長)

2000年6月に当社代表取締役に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し取締役としての職責を果たしております。また、2018年6月より代表取締役会長に就任しております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き取締役候補者いたしました。

□武山 直民(代表取締役社長)

当社取締役就任後、営業、商品企画、海外事業等に携わった豊富な業務経験をいかなく発揮し当社の経営基盤強化に努めております。また、2018年6月より代表取締役社長に就任しております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き取締役候補者いたしました。

当社取締役就任後、営業、商品企画、海外事業等に携わった豊富な業務経験をいかなく発揮し当社の経営基盤強化に努めております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き選任いたしました。

□竹内 達也(専務取締役)

当社取締役就任後、トヨタ自動車株式会社の生産技術部に所属した実績をいかなく発揮し当社の技術力強化に努めております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き選任いたしました。

□三浦 潔(常務取締役)

当社取締役就任後、営業、総務、経営企画、海外事業等に携わった豊富な業務経験をいかなく発揮し当社の経営基盤強化に努めております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き選任いたしました。

□岡田 政道(取締役)

当社取締役就任後、トヨタ自動車株式会社の製造生技部に所属した実績をいかなく発揮し当社の技術力強化に努めております。今後におきましても適切な人材と判断し引き続き選任いたしました。

□紺野 敏之(取締役)

当社取締役就任後、製造、技術の各部門に所属した豊富な業務経験をいかなく発揮し当社の技術力強化に努めております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き選任いたしました。

□山本 徹(取締役)

当社取締役就任後、機械、技術の各部門に所属した豊富な業務経験をいかなく発揮し当社の経営基盤強化に努めております。今後におきましても業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き選任いたしました。

□鬼頭 清光(取締役)

製造、技術開発、海外事業、生産管理の各部門に所属した豊富な業務経験をいかなく発揮し当社の経営基盤強化に努めており、業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き選任いたしました。

□加藤 洋平(取締役)

情報システム、人事、原価管理、営業の各部門に所属した豊富な業務経験をいかなく発揮し当社の経営基盤強化に努めており、業務執行を行う適切な人材と判断し引き続き選任いたしました。

□磯部 光邦(常勤監査役)

当社において当社事業に関する長年の経験と経理財務等に関する豊富な知見を有していることから、監査役としての役割を十分に果たされると判断し選任いたしました。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4-1-1)

当社の、取締役会は、取締役規則において、自己の決議事項を定めることにより、決議事項に該当しない範囲の事項の決定などを担当取締役委任する事を明確にしております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法及び当社が上場する金融商品取引所が定める独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4-11-1)

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、【原則3-1(4)】の記載のとおりであります。

(補充原則4 - 11 - 2)
当社は、取締役及び監査役が、当社以外の上場会社を兼任する場合は、取締役会規則等の承認を要する定めになっております。
また、当社は、毎年有価証券報告書、コ - ポレ - トガバナンス報告書等にて重要な兼任状況については開示しております。

(補充原則4 - 11 - 3)
社外役員との懇談会を年2回実施し、意見・要望を聞き、その結果を分析・評価を行い取締役会に取り入れることで、取締役会としての判断や会議の運営等、取締役会全体の実効性を高めております。

【原則4 - 14 . 取締役・監査役のトレーニング】
当社は、取締役・監査役に対し、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために様々な研修機会を斡旋しております。
また、経営を監督する上で必要となる情報や知識を提供するなど、取締役・監査役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供しており、その際の費用負担については会社に請求できることとなっております。

(補充原則4 - 14 - 1)
当社は、取締役及び監査役が各自所属する団体のセミナーや勉強会において、各人の判断に必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽をしております。その際の費用負担については会社に請求できることとなっております。

(補充原則4 - 14 - 2)
取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、【原則4-14】に記載のとおり、取締役・監査役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行うこととしております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】
(補充原則5 - 1 - 1)
当社は、株主との実際の対話(面談)につきましては、経営管理部を窓口とし、IR 担当者が対応しております。また、株主・投資家からの要望によっては、株主の所有株式数に応じて、代表取締役、IR 担当取締役が面談に対応しております。

(補充原則5 - 1 - 2)
(1)株主との対話全般について、下記(2)～(5)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
当社は、人事・総務・経理を統括している経営管理部を管掌する取締役をIR 担当取締役に指定しております。
(2)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
対話を補助する社内の関連部門は、開示資料の作成や必要な情報の共有等、積極的に連携を取りながら業務を行っております。
(3)個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実にに関する取組み
名証IRエキスポへ出展しております。
(4)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
対話において把握した株主の意見等は、必要に応じ取締役・経営陣及び関係部門にフィードバックし、情報の共有を図っております。
(5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
株主・投資家との対話において、インサイダー - 情報を伝達することはいたしません。なお、決算発表前の期間は、サイレント期間として投資家との対話を制限しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	792,000	4.94
株式会社三菱UFJ銀行	660,600	4.21
第一生命保険株式会社	660,000	4.11
株式会社豊田自動織機	620,300	3.87
株式会社三井住友銀行	600,000	3.74
CMC協力会持株会	546,838	3.41
新東工業株式会社	460,000	2.87
中央可鍛持株会	456,362	2.84
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	455,000	2.84
株式会社日本カストディ銀行株式会社(信託口4)	440,000	2.74

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
瀬尾 英重	他の会社の出身者											
中村 吉孝	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀬尾 英重	○	独立役員。	マスプロ電工株式会社の社長やJBCCホールディングス株式会社の社外取締役を歴任した経歴を持ち、当社の経営に対し、客観的立場から必要に応じた指摘、意見のできる人格、識見、能力を有していると考えたため。 (独立役員の選定理由) 独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く、独立役員として、一般株主保護の機能が期待できるため。

中村 吉孝	○	独立役員。	丸八証券株式会社の社長を歴任した経歴を持ち、当社の経営に対し、客観的立場から必要に応じた指摘、意見のできる人格、識見、能力を有していると考えたため。 (独立役員の選定理由) 独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く、独立役員として、一般株主保護の機能が期待できるため。
-------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

2019年12月20日の取締役会決議により、指名報酬諮問委員会を設置しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は2006年1月に設立いたしており、現時点においてはコンプライアンスおよびコ - ボレ - ト・ガバナンスの確立をさせることに取り組んでいます。監査役との連携は、監査法人も含め常時方向性と進捗状況を確認しつつ業務遂行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
林 清博	公認会計士												
小野田 誓	公認会計士												

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 清博	○	林清博会計事務所 所長。 独立役員。	法令ならびに経理について公認会計士としての豊かな経験・知識にもとづき、広範囲かつ高度な視野で監査いただきたいため。 (独立役員の選定理由) 監査法人丸の内会計事務所(有限責任監査法人トーマツ)に、2007年9月まで在籍しておりましたが、現在は退職されており、株主の付託を受けた独立機関として、公正・中立な立場として独立性が高いと認識しており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから選定しました。
小野田 誓	○	小野田誓会計事務所 所長。 独立役員。	法令ならびに経理について公認会計士としての豊かな経験・知識にもとづき、広範囲かつ高度な視野で監査いただきたいため。 (独立役員の選定理由) 監査法人丸の内会計事務所(有限責任監査法人トーマツ)に、1986年12月まで在籍しておりましたが、現在は退職されており、株主の付託を受けた独立機関として、公正・中立な立場として独立性が高いと認識しており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから選定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の要件をみたす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、その他
---	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、「取締役報酬関係 報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りであります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

2019年度、取締役および監査役に支払われた報酬額は、取締役11名に対し、合計166百万円、監査役4名に対し、合計24百万円の総額191百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則とし、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ、客観性・妥当性・公正性を考慮し適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての金銭報酬、業績連動報酬である賞与、及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役についてはその職責に鑑み固定報酬としての金銭報酬のみであります。

2.固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例支給とし、職位、職責及び従業員の給与水準を考慮したうえで総合的に勘案して決定しております。

3.業績連動報酬等の内容および額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である賞与については、当該年度の企業業績、経営環境、各取締役の業績及び従業員への賞与水準を考慮したうえで決定する金銭報酬とし、当期の業績に対する達成度及び持続的企業価値向上の実現を評価する指標として、連結営業利益及び連結当期純利益の対前期比増減額を基に算出された額を毎年一定の時期に支給しております。

4.非金銭報酬等の内容および額または株式数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役が株価変動を株主の皆様と共有し、株価上昇に対するインセンティブ及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるために譲渡制限付株式を交付しております。算定にあたっては、一定の付与基準に基づき原案を作成し、取締役会にて決定しております。

5.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を基にした報酬水準を踏まえ、上位の役職ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会において検討を行っております。取締役会は同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

6.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容に基づいて委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の固定報酬(金銭報酬)の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申内容に従って決定しております。なお、非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、個人別の割当株式数は取締役会にて決議するものとしております。

7.取締役の報酬等についての株主総会の決議

a.取締役の報酬額等の限度額

2017年6月23日開催の第88回定時株主総会において年額250,000千円以内(うち社外取締役の報酬等の額については年額20,000千円以内とし、使用人分給与は含まないものとする)と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は11名(うち社外取締役は2名)です。

b.譲渡制限付株式報酬の限度額

2018年6月22日開催の第89回定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額は別枠で、当社取締役(社外取締役を除く)を対象とし年額50,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対し、取締役会開催について総務担当部門が事前に情報の提供を行っております。

また、社外監査役に対し、取締役会の開催に際し、常勤監査役による議案の事前審議、情報の提供を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会、常務会、監査役会等を通じて取締役の業務執行に対する監視機能の充実に努めております。また、常勤取締役による「常務会」を開催し、取締役による営業報告の他、重要な経営課題の審議とプロジェクトの進行状況を確認しております。機動的に重要事項の決定および監視ができる経営体制をとっております。

また、当社は監査役制度を採用しております。監査役は、監査役会が定めた監査方針および監査計画に従い、取締役等の職務遂行を監視しております。

また、監査役は監査法人から監査計画、監査実施状況等の報告を受けるための会合を開催し、相互の連携を高め、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

監査役の監査については、監査役が取締役会および常務会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要書類の閲覧や業務執行状況のヒアリング等により、取締役の業務執行を監査しております。なお、監査役は国内子会社の監査役を兼務しており、各社の業務執行状況を監視できる体制となっております。

会計監査については、仰星監査法人を選任しております。

当社は社外独立役員が半数を占める指名報酬諮問委員会を設置し、報酬・指名等に際して、適切な審査及び勧告を受け、取締役会で決議しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であり、常勤監査役1名・社外監査役2名の3名で構成され、取締役の業務執行を監査する監査体制を採用しております。現在の状況は、取締役11名のうち社外取締役2名、監査役3名のうち社外監査役2名の体制となっており、社外取締役の取締役会への参加により経営の健全性に努めております。また、社外監査役による取締役の職務執行の適正な監査が機能するための体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様へ株主総会の情報、早期にお知らせするため、過去5年以上前から、株主総会招集通知を法定期限から平均2日以上前に発送いたしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて決算発表の状況および随時直近の状況を発信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、人・社会・自然に調和する、クリーンでフェアな企業行動に徹し、国際社会から信頼される企業市民として、豊かで住み良い社会造りに貢献する事を経営理念としています。 また、その実現のために、株主の皆様や、取引先、地域社会、従業員等と良好な関係を築き、魅力ある製品とサービスを提供し続け、永続的な成長を遂げていく事が重要と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は環境方針において、金属素形材メーカーとしての事業活動が、地域および地球環境に与える影響を十分に認識した環境保全活動の継続的推進を規定しているほか、安全運転普及活動、地域社会に対する社会貢献活動等を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

当社は会社法に基づき、当社及び子会社の業務の適正を確保するための必要な体制を整備し、適正な運用に努め、毎年その運用状況を確認し、体制のさらなる充実を目指す。

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および従業員の企業倫理意識の向上、法令遵守のための「企業行動憲章」および「企業行動指針」の周知活動を継続する。
- (2) 取締役および従業員にコンプライアンス意識浸透のため必要に応じて各部に諸規定の整備・遵守を徹底するため教育を実施する。
- (3) 社内における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期発見し、是正するために従業員を対象とした内部通報制度「企業倫理ヘルプライン制度」が有効的に機能する体制を維持する。
- (4) 職務の適正を確保するため内部監査室を設け内部監査体制の確保を図り、各部門および子会社の内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存、整理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る文書その他情報については、社内規定に基づき記録し適切に保管する。（電磁的記録を含む）

3. 損失の危険の管理に関する規定・体制

- (1) 不測の事態が発生した場合には、リスク管理規定に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害を最小限に留める体制を整える。
- (2) 災害の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスクの分散措置および保険付保等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務分掌規定に基づき各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、必要に応じて当該職務分掌を見直す。
- (2) 取締役に対し利益計画および年度の会計方針に基づき職務の進捗状況を取締役会で報告すると共に、必要に応じて所要の対策を実施することを義務付ける。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の業務の適正を確保するために、適任の取締役、監査役を当該子会社の取締役、監査役に就任させる等の手段により業務の適正性と適法性を確保しグループの健全な内部統制環境の醸成を図ります。
- (2) 子会社での重大なリスクが発生または予見される際には子会社より適時に報告を受け、機敏かつ的確に対応します。
- (3) 子会社社長が毎月常務会に出席する等定期及び随時の情報交換を行い、経営方針や経営課題について必要な助言、支援を得ます。また子会社管理規定に基づき重要事項の事前承認や報告を行います。

6. 監査スタッフおよびその独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を行うために必要に応じて、社内の要員に対し補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものといたします。
- (2) 上記補助者の所属する取締役は人事異動・人事評価・懲戒処分については事前に監査役の承認を得なければならないものとする。

7. 取締役・従業員の監査役に対する報告体制、その他監査役の監査の実効性を確保する為の体制

- (1) 取締役・従業員は、定期・不定期に監査役に役員会・常務会等において業務の執行状況を報告する。
- (2) 取締役・従業員の職務の執行状況等について監査役から質問等があった場合は、直ちに調査し報告する。
- (3) 取締役は、監査役に対して、決算内容、重要な職務の執行状況等を報告する。
- (4) 主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期、随時の情報交換の機会を確保します。
- (5) 取締役は主な業務執行について会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時には直ちに監査役に報告します。

8. 子会社の取締役等から報告を受けたものが監査役に報告するための体制

- (1) 自社及び子会社の法令違反その他のコンプライアンス上の問題等について、監査役への適切な報告体制を維持する。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をした事を理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

- (1) 監査役に報告をした者がその報告をした事を理由として不利益な取り扱いを受けない事とする。

10. 監査役の職務執行について生じる監査費用の前払い又は償還の手続きその他の監査費用の処理に係る方針

- (1) 監査役がその職務について必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに会社は当該費用を支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動憲章」および「企業行動指針」において反社会的勢力に対して毅然とした態度を取ること、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを定めております。

万一、不当な要求があった場合には、関連する外部専門機関と連絡を密に取り、不当要求には断固応じないという姿勢で取り組んでまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、2015年6月24日開催の第86回定時株主総会にて、株主様のご承認をいただきました、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を継続することにつき2018年6月22日開催の第89回定時株主総会において継続することに株主の皆様のご承認をいただいております。

内容につきましては、当社ホームページ(<http://www.chuokatan.co.jp>)に掲載いたしておりますのでご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

< 会社情報の管理、適時開示の体制 >

1. 当社は、当社および子会社に関する情報の管理について定め、社内規定として、適時開示についての体制および手続きを定めております。
2. 社内規定に基づき、情報の内容別に定められた開示対象情報管理部署からの連絡または常務会資料および取締役会資料のチェックにより、適時開示主管部署(経営管理部)が情報を収集しております。
3. 適時開示主管部署および適時開示責任者(経営管理部担当役員)は収集した情報について、上場証券取引所規則ならびに金融商品取引法をはじめとする関係法令、規則、ガイドライン等に基づき開示判断を行っております。
4. 上記判断に基づき開示が必要な場合は、取締役社長および常勤監査役への報告手続きを経て、適時迅速な開示を行っております。

